

## 第 8 1 3 回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和 6 年 7 月 1 0 日 (水) 午後 1 時 3 0 分
2. 閉会の日時 令和 6 年 7 月 1 0 日 (水) 午後 2 時 3 0 分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館 4 階 第一研修室
  
4. 出席した委員 (番号 1 から 1 4) 及び推進委員 (番号 1 5 から 2 0) の氏名

1 立崎 京子	2 佐々木 和枝	3 宮古 久光
4 川嶋 芳郎	5 古田 武信	6 門上 牧夫
7 種市 廣	8 浦田 秀人	9 浪岡 篤志
1 0 葛巻 広行	1 1 斗米 義一	1 3 北澤 邦彦
1 4 千葉 準一	1 5 岩間 勝義	1 6 駒澤 慎
1 7 沼山 英明	1 8 赤沼 成人	1 9 富田 和美
2 0 荒谷 涼香		
  
5. 欠席した委員及び推進委員の氏名

1 2 新堂 友和
-----------
  
6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

○ 参 与 . . . 局 長	福田 康治
次 長	山本 誠
係 長	工藤 幸恵
○ 会議書記 . . . 主 事	赤坂 海渡
  
7. 議 案
  - 【議案第 1 号】農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請について
  - 【議案第 2 号】農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請について
  - 【議案第 3 号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の一括方式の決定について
  - 【議案第 4 号】農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
  - 【議案第 5 号】農地転用許可申請に係る意見について
  - 【議案第 6 号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について
  - 【議案第 7 号】三沢農業振興地域整備計画の変更について

## 議事の概要

事務局

ただ今より、令和6年7月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第813回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は13名で1名の欠席となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお、欠席となるのは、12番 新堂委員でございます。また、推進委員につきましては、全6名の出席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、北澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆さんにはご多忙のところ、第813回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

昨年7月の委員改選において、会長の職を拝命し、この1年、おおむね無事に職務を全うしてこられましたのも、ひとえに委員の皆さんの多大なるお力添えがあればこそであります。心より御礼申し上げます。

さて、5月末の改正基本法の成立を受け、関連法案のほうも先般、成立の運びとなりましたが、議論の残る課題も多く、普段から食料増産に努めることなど、幾つか付帯決議が付けられる結果となったようであります。

このような国の動向から、当市においても、農業生産力の維持・農地の有効利用という点で、農地の権利移動や賃貸借などの動きも、今後一層活発になってくるものと思われま。

7月に入り、いよいよ夏らしい陽気となるなか、委員の皆様には、熱中症などならぬよう、十分体調管理されたうえで、農業委員活動に励んでいただければと思いますので、ご協力のほど、よろしく願い申し上げまして挨拶いたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北澤会長をお願いいたします。

会 長

それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長

議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。ご異議なしと認め、6番 門上 牧夫 君、11番 斗米 義一君を指名いたします。

参与・書記には、事務局長ほか、職員を任命いたします。

次に会期の決定を行います。

お諮りいたします。総会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ございませんか。

議 長

ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので、事務局長から報告願います。

事務局長

それでは2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに6月11日から7月10日までの主な業務についてご報告いたします。

説明を簡潔にしたいと思いますので、今回から、委員の方々の関係するところだけ読み上げることとし、事務局の行事等は省略したいと思います。事務局の部分は後ほどご確認ください。

6月24日に、青森県農業会議の通常総会が青森市・アップルパレスで開催されまして、会長が出席されております。

6月26日には、第1回上十三地区農業委員会連絡協議会会長・事務局長会議が十和田市役所で開催され、会長と私が出席しております。

6月27日に、おいらせ農業協同組合第23回通常総会がおいらせ農協本店で開催されまして、会長が出席されております。

7月5日に、第813回総会の議案検討会を開催しております。

7月10日本日、第813回総会の開催の運びとなっております。

次に、6月の事務処理状況についてご報告いたします。

まず、3条の3第1項、相続の届出は8件、面積は113,420㎡でした。次に、転用につきまして、4条の案件が1件、面積は1,663㎡でした。次に、貸借の解約は5件で、面積は37,701㎡でした。解約の内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

以上、ここまでの合計は14件で、面積152,784㎡となっております。

次に基盤法ですが、まず、利用権設定等促進事業のうち利用権設定が23件、内容は、田が104,905㎡、畑が11,524㎡でした。

また、所有権移転が1件あり、内容は田で、面積は、1,700㎡でした。これら24件合わせて面積は、田が106,605㎡、畑が11,524㎡となっております。農地中間管理事業につきましては、10年設定が5件あり、内訳は、田が2,816㎡、畑が22,727㎡でした。

次に、現地調査につきまして、1件を実施しております。内容につきましては、報告第3号で説明させていただきます。続きまして、7月11日から8月9日までの主な業務計画についてご説明いたします。こちら先ほどの業務報告と同じく、事務局の部分は省略いたします。

7月17日に、令和6年度農業者年金加入推進特別研修会が青森市・アップルパレスで開催されます。こちらは職代の立崎委員と岩間推進委員が出席される予定で、事務局からは私と赤坂主事が同行することとしております。

8月6日に第814回総会の議案検討会を予定しております。8月9日に第814回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

まず番号1ですが、字淋代平の田4筆、面積合計10,481㎡になりますが、売買の手続きのため、貸借契約を解約するものであります。

次の番号2、及び次の4ページの番号3は同じ土地になります。中間管理機構との契約を挟むため、書類上は2つの案件に分かれておりますが内容は同じもので、字淋代平の田2筆、面積合わせて5,987㎡につきまして、売買の手続きのため貸借契約を解約するものであります。

続いて4ページをお開き願います。

番号4ですが、こちらは字淋代平の田1筆、面積2,149㎡につきまして、売買の手続きのため貸借契約を解約するものであります。

次に番号5の字淋代平の田3筆、面積9,692㎡と、畑1筆、面積3,405㎡、合わせて面積13,097㎡につきまして、贈与の手続きのため、貸借契約を解約するものがあります。

続いて5ページをお開き願います。

報告第3号農地の現況調査についてご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から照会のあった1件、字猫又の田2筆、面積合わせて1,781㎡につきまして、転用事実に係る現況調査を行っております。場所は、猫又地区を通る県道八戸野辺地線と、市道姉沼2号線との交差点から南南西におよそ200mから230mほどに位置しており、周辺は非農地化した水田に囲まれております。こちらの土地は現状、荒廃が進み、今後も農地として再生が困難なため、非農地として判定したものであります。現地においては、7月1日に種市委員、新堂委員、荒谷推進委員が調査を行っております。以上が、報告事項でございます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は、三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから、発言することになっておりますので、ご協力願います。

議 長

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは6ページをお開き願います。

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、所有権移転の案件に関してご説明します。

番号1、淋代平の田6筆、合計16,468㎡を、所有権移転の申請です。価格は20万円/10aで総額は320万円です。場所は屋内温水プールより南に約800m、淋代の屯所より南西に約300mにあります。

労働力は役員4名に加え、必要に応じて臨時で雇用を行っております。所有権移転による周辺農地への影響はないと考えられ

ます。現地確認は、種市委員、新堂委員、荒谷推進委員同行のもと確認済みです。以上です。

議 長                   これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長                   質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり、決定し三沢市長に対し要請いたします。

議 長                   次に、議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請についてを議題とします。

事務局                  それでは7ページをお開き願います。

議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、利用権設定の案件に関してご説明します。

番号1、字淋代平の田、1筆、面積3,484㎡を10年間の賃貸借権設定です。

場所は、三沢市墓地公園より北に約300mに位置しています。借り受け人の労働力は2名で、営農状況に問題はございません。周辺農地への影響もないものと思われまます。現地確認については、種市委員、新堂委員、荒谷推進委員のもと完了しています。以上です。

議 長                   これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長                   質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号1から7は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。

議 長                   次に議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、〇〇番 〇〇 〇〇君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

議 長                   事務局より説明願います。

事務局                  それでは8ページをお開き願います。

議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について一括方式の案件をご説明いたします。

番号1、字庭構の畑合計5筆、総面積10,524㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、おいらせ農協北部事業所から東に1kmに位置しています。

耕作者はおいらせ町の農業法人で、三沢市内においてほかにも農地を借り受けて野菜を作付けしています。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号1は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。審議が終了しましたので、〇〇番 〇〇 〇〇君の出席を認めます。

議長 続いて、番号2の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、〇〇番 〇〇 〇〇君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

事務局 番号2字庭構の田1筆、面積2,007㎡を10年間の賃貸借権設定です。

場所は、東北ファームから北東に約400mに位置しています。借受人は市内在住の認定農業者で、三沢市内においてほかにも農地を借り受けて露地野菜を作付けしています。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号2は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し要請いたします。

番号2の審議が終了しましたので、〇〇番 〇〇 〇〇君の出席を認めます。

議長 続いて、番号3から13の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号3、字猫又の畑1筆、面積5,424㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、三沢市水道第一配水場から北に20mに位置しています。市内在住の認定農業者で、周辺のほか市

外にも農地を所有し耕作しています。営農状況、貸借による周辺農地への影響はないと考えられます。

番号4、字庭構の畑1筆、面積974m<sup>2</sup>を10年間の賃貸借権設定です。場所は、おいらせ農協北部事業所から東に1kmに位置しています。耕作者はおいらせ町の農業法人で、三沢市内においてほかにも農地を借り受けて野菜を作付けしています。

番号5、字淋代平の田合計4筆、総面積9,221m<sup>2</sup>を10年間の賃貸借権設定です。

場所は、住友化学から東に250mに位置しています。借受人は市内在住の認定農業者で、周辺にも農地を借り受けて露地野菜を作付けしています。

番号6から7、字前平の田4筆、総面積6,998m<sup>2</sup>を10年間の賃貸借権設定です。場所は、ローソン大津1丁目店から南に450mに位置しています。借受人は市内在住の認定農業者で、周辺や市外にも農地を借り受けて露地野菜を作付けしています。

番号8、春日台、字古間木の畑5筆、面積27,307m<sup>2</sup>を10年間の賃貸借権設定です。場所は、三沢商業野球場より北に位置しています。借受人は市外在住の農業者で、市外で露地野菜を作付けしています。

番号9、字庭構の畑1筆、面積18,268m<sup>2</sup>を10年間の賃貸借権設定です。場所は、谷地頭第2揚水機場から西に300mに位置しています。

借受人は市内在住の農業者で、周辺でも農地を借り受け、露地野菜を作付けしています。

番号10から11、字戸崎の畑合計5筆、総面積26,239m<sup>2</sup>を10年間の賃貸借権設定です。場所は、三沢市清掃センターから北に900mに位置しています。借受人は市内在住の認定農業者で、谷地頭、早稲田にも農地を借り受けて露地野菜を作付けしています。

番号12、富崎の畑1筆、面積8,093m<sup>2</sup>を10年間の賃貸借権設定です。場所は、先人記念館から北に約1.5km先に位置しています。借受人は市内在住の認定農業者で、周辺でも露地野菜を作付けしています。

番号13、古間木の畑1筆、面積5,253m<sup>2</sup>を10年間の賃貸借権設定です。場所は、三沢商業野球場から北に600mに



位置しています。借受人は市外在住の農業者で、市外で露地野菜を作付けしています。現地確認については、種市委員、新堂委員、荒谷推進委員同行のもと、確認済みです。

議 長                   これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長                   質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号3から13は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し要請いたします。

議 長                   次に議案第4号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、〇〇番 〇〇 〇〇君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

議 長                   それでは13ページをお開き願います。

議案第4号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。今回の案件は2件です。

番号1、淋代、字淋代平、字早稲田の畑合計4筆、田合計9筆、総面積35,785㎡を、親子間の贈与での申請です。譲受人は農家で、労働力は申請者のみです。所有農地については、所有面積すべて耕作されており問題ないと思われま。場所は、生コン三沢工場、資源開発三沢工場、食肉処理センター周辺にあり、周辺農地への影響はないと考えられます。

議 長                   これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

事務局                  質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

番号1の審議が終了しましたので、〇〇番 〇〇 〇〇君の出席を認めます。

議 長                   続いて、番号2の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号2、根井1丁目の畑1筆、面積940㎡を、親せき間での贈与の申請です。譲受人は農家の方で、労働力については、申請者含め2名です。所有農地については、所有面積すべて耕作されており、労働力についても問題ないと思われます。場所は根井団体活動センターから北に100mに位置しています。現地確認については、種市委員、新堂委員、荒谷推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第5号農地転用許可申請に係る意見についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは15ページをお開きください。  
議案第5号農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。今回は5条転用、1件の申請であります。議案第5号資料と合わせてご覧ください。

番号1番対象となる土地は、岡三沢4丁目の畑、1筆の303㎡です。場所は、岡三沢小学校から北東へ700mに位置し、都市計画の用途地域内の第一種中高層住宅専用地域に指定されており、周辺は、住宅が建ち並ぶ地域であります。譲受人及び譲渡人は記載のとおりで、親子であります。権利区分は、永久年間による使用貸借権設定となります。転用目的は、宅地で自己用住宅1棟の建築となります。

住宅は、木造平屋建てで建築面積は122.97㎡で、敷地面積に占める建物の割合が40%となり基準である20%以上をクリアしております。

農地区分は、第3種農地であり、原則許可できる場所です。

事業費は、総額〇,〇〇〇万円で、全額銀行からの融資となります。周辺農地への対策として、汚水は、下水道に接続し、雨水は敷地内で浸透処理するため、問題ないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。現地確認については、種市委員・新堂委員・荒谷推進委員により、完了しております。以上であります。



三沢市農業振興地域整備計画とは、三沢市が今後の農業利用を確保すべき土地として農用地を定める計画であり、その内容を変更する際は農業委員会の意見を伺うこととなっているため、農地でない場所もございますが今回の意見が求められたものです。今回の内容については全て農用地区域の除外、いわゆる農振除外と言われる変更内容です。それでは議案の説明に移ります。

番号1 三沢市の養鶏業者による事業用排水処理槽設置並びに作業用道路、駐車場を整備するための農用地区域除外申請です。

対象となる土地は字庭構の農業用施設1筆、宅地1筆、畑1筆。面積合計6,278㎡です。

番号2 東京都の法人による太陽光発電施設を設置するための農用地区域除外申請です。対象となる土地は朝日2丁目の雑種地1筆、宅地1筆。面積合計7,207㎡です。周辺農地への防除対策として敷地外周をフェンス張りとし、盛り土、切土などの地形を大きく変更することなく事業を実施するため、土砂流出等は考えにくく、周辺農地への影響はないと思われれます。

予定面積は約3,254㎡、太陽光のパネル枚数は1,260枚。残りの部分は管理用通路となっております。工事着手予定は2025年2月1日から2025年9月30日となっております。

番号3 東京都の法人による太陽光発電施設を設置するための農用地区域除外申請です。対象となる土地は字猫又の原野113筆、山林6筆、田3筆、道路1筆、水路1筆。面積合計293,297㎡です。農地台帳に残っているものについては昨年実施した遊休農地調査で荒廃農地となっておりますので今後非農地判定予定です。予定面積は276,062㎡、太陽光のパネル枚数は39,576枚。工事着手予定は2026年。運転開始予定が2028年1月を予定しております。(売電期間35年) 周辺農地への影響は道路、河川で分断されているため影響はないと思われれます。防除対策として敷地外周をフェンス張りとするため、周辺農地への影響はないと思われれます。

全ての案件において議案下記に記載しております、農用地区域からの除外についての6要件を満たしております。現地確認についていずれも種市委員、新堂委員、荒谷推進委員同行のもと、確認済みです。以上ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長                   これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〇〇委員               3番について、非農地判定を受けて、原野になったかもしれないけど地目はまだ田で、姉沼土地改良区の地区除外も受けてないと思うが良いのか？

事務局                 地目は職権で原野に変わっている。地目が田で残っているのが先ほどの3筆となる。

〇〇委員               改良区との問題は特にないか？

事務局                 改良区には、意見聴取をする。農政課から確認したところ、改良区と農振除外の話を事業者と話していて、地区の説明会もしたと聞いている。

〇〇委員               説明会では、持ち主は良いと言っていたが、改良区としては水路をどういうふうにするかという話が出ていた。  
まだ残ってる田があり、そのために水路を全部残さないといけないため、それも買ったらどうだとは言った。改良区からは、検討すると言って話し合いは終わった。

〇〇委員               用水路改正の権利は、改良区にあるか？

〇〇委員               権利は改良区にあるが、持ちものとしては市町村のものになる。

事務局                 財産としては三沢市にあるが、管理は改良区の部分になるため、改良区の意見を聞いて必要な部分は残して、いらぬ部分は払い下げとなる。改良区の意見が優先にはなる。

〇〇委員               改良区の意見を聞いているなら大丈夫です。

議 長                   質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

《全議案終了》

議 長

以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第813回総会を閉会いたします。

皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 6番 岡上 投夫

議事録署名者 11番 斗米 義一